

## 常滑市工事成績評定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、常滑市が発注する請負契約による建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、当初設計金額が1件300万円以上の建設工事とする。

### (評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、請負契約による建設工事についての監督員及び検査員とする。

### (評定の時期)

第4条 評定は、監督員にあつては工事の完成のとき、検査員にあつては検査を実施したときに、それぞれ行うものとする。

### (評定の方法)

第5条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、工事成績評定表（様式第1。以下「評定表」という。）により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2）によるものとする。

### (評定表の提出)

第6条 監督員は、工事の完成後検査実施日までに検査員の評定項目を除く評定を行い、評定表を検査員に提出するものとする。

2 検査員は、評定を行ったときは速やかに、評定表を財政課長に提出するものとする。

### (評定結果の通知)

第7条 財政課長は、検査員から評定表の提出があつたときは、工事成績評定結果通知書（様式第3）に項目別評定点表（様式第4）を添付し、常滑市契約規則（平成13年常滑市規則第21号）第53条の規定による検査結果通知書とあわせて、評定結果を直ちに工事担当課長へ交付するものとする。

2 工事担当課長は、当該工事の請負者に対し検査終了後7日以内に、前項により交付された書類を通知するものとする。

### (評定の修正)

第8条 財政課長は、前条第2項の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。

2 財政課長は、前項の修正を行ったときには、速やかにその結果を当該工事の工事担当課長を通じ請負者に通知するものとする。

### (説明請求)

第9条 第7条第2項又は前条第2項による通知を受けた請負業者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に工事成績評定説明請求書（様式第5）により、疑問となる評定項目及びその趣旨を明記の上、市長に対して評定結果について

説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第10条 財政課長は、請負者から評定結果について説明を求められたときは、当該請負者に対して速やかに工事成績評定に対する説明請求回答書（様式第6）により回答するものとする。

2 財政課長は、前項の回答をするときは、建設工事等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の建設工事等成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1

工 事 成 績 評 定 表

(完成検査)

工事年度					請負業者				工事担当課及び設計者																	
工事名									工期		当初	年月日		～	年月日											
											変更			～												
工事場所					現場代理人				完了日		年月日		出来形検査請求日		年月日											
契約金額	当初					主任技術者				完了届受理日		年月日		出来形検査日		年月日										
	最終					監理技術者				完了検査日		年月日		前回出来形検査日		年月日										
考 査 項 目		専 任 監 督 員					総 括 監 督 員										検 査 員 (完成)									
項 目 細 別		氏名					氏名					氏名					氏名									
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10																				
	II. 配置技術者		+1.5	0	-5.0	-10																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10						+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10	+10	+5.0	0	-7.5	-15															
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20	+10	+5.0	0	-10	-20
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ											+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0	
4. 高度技術	I. 高度技術力			0																						
5. 創意工夫	I. 創意工夫			0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+5.0	0																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点									
評定点 (65点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
7. 評定点計		点					点					点					点									
		○既済部分(中間)検査があった場合: (①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値					○既済部分(中間)検査がなかった場合: (①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																			
8. 法令遵守等		- 点																								
9. 評定点合計		点					点					点					点									
所 見		【専任監督員】					【主任監督員】					【検査員】														

※1 1～3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点  
 ※2 検査項目でd, eに該当があった場合所見に概要を記載する。  
 ※3 各検査項目毎の採点は、専任監督員は別紙1-①～別紙1-⑤、主任監督員は別紙2-①～別紙2-②、技術検査官は別紙3-①～別紙3-③によるものとし、完成技術検査官の評価に先立ち、専任・主任監督員が記入する。  
 ※4 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

項目	細別	①専任監督員	②総括監督員	③検査員（既済・中間）	④検査員（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	*0.4+2.6= 点				3.2点	
	II. 配置技術者	*0.4+2.6= 点				3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	*0.4+2.6= 点		*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	0 *0.4+6.5= 点	11.7点
	II. 工程管理	*0.4+2.6= 点	*0.2+4.3= 点				9.3点
	III. 安全対策	*0.4+2.6= 点	*0.2+4.3= 点				10.7点
	IV. 対外関係	*0.4+2.6= 点					3.4点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	*0.4+2.6= 点		*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	0 *0.4+6.5= 点	13.9点
	II. 品質	*0.4+2.6= 点		*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	0 *0.4+6.5= 点	15.9点
	III. 出来ばえ			*0.4+6.5= 点	*0.4+6.5= 点	0 *0.4+6.5= 点	8.5点
4. 高度技術	I. 高度技術力	*0.4+2.6= 点					7.8点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	*0.4+2.6= 点					5.4点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		*0.2+4.4= 点				6.4点
8. 法令遵守等			*1.0= 点				
						評定点合計	100点

※1 既済部分（中間）検査があった場合 (①+②+③\*0.5+④\*0.5) =細目別評定点（既済、中間が2回以上の場合は③を平均する）

既済部分（中間）検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評定点

※2 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※3 法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

(請負者)

様

常 滑 市 長

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した下記の工事について、常滑市工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 請 負 代 金 円

5 工 期 着手 平成 年 月 日  
完了 平成 年 月 日

6 検 査 年 月 日 年 月 日

7 評 定 点 点

項目別評定点表

工事名：

項目	評定点／満点
1. 施工体制	7.0 点
2. 施工状況	35.1 点
3. 出来形 及び 出来ばえ	38.3 点
4. 高度技術（加点のみ）	7.8 点
5. 創意工夫（加点のみ）	5.4 点
6. 社会性等（加点のみ）	6.4 点
7. 法令遵守等（加点のみ）	
評定点合計	100 点

常 滑 市 長 様

商号又は名称  
代表者氏名

印

工事成績評定説明請求書

平成 年 月 日に通知を受けた下記工事の成績評定について、疑問となる評  
定項目及びその趣旨を明記し説明を請求します。

記

1 工 事 名

2 路 線 等 の 名 称

3 工 事 場 所

4 工 期 着 手 年 月 日  
完 了 年 月 日

5 検 査 年 月 日 年 月 日

6 評 定 点 ○○ 点

7 疑 義 事 項

評定項目	趣旨（根拠等具体的に）

(請負者)

様

常 滑 市 長

工事成績評定に対する説明請求回答書

年 月 日付けで説明請求のあった工事成績評定内容については、下記  
のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 請求に対する説明

評定項目	説 明